

社会保険労務士による 個別相談会

【月 日】 毎月1回 第3月曜日

【時 間】 13:00～16:00

【予 約】 必 要

【相談例】 傷病手当金・障害年金について
職場に伝える内容と時期について
など…



※開催日は

「リボンズハウス プログラム」を
ご覧ください。

リボンズハウス